

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第263号

令和2年6月25日

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）
道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）
が本年6月10日に公布され、妨害運転に関連する規定は、本年6月30日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、本年6月12日に公布された道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第181号）等の規定についても本年6月30日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、妨害運転に対する罰則の創設等に関するものであり、その改正の趣旨、内容及び留意事項は別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和2年6月12日付け警察庁丙交企発第57号ほか）のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、その周知徹底に努めるとともに関係事務の運営に万全を期されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。